

# 新しい組織のカタチ 「労働者協同組合法」

## 「個」の生き方を組織づくりに反映 農業分野でも広がる可能性

従事し出資+経営——働く人が自ら出資して経営にも加わる。この「協同労働」を法制化する「労働者協同組合法」が、2020年10月26日の臨時国会で成立し、新しい組織のカタチ（法人格）が得られることとなりました。公布から2年以内に施行されます。

所有と経営の「分離」を基本原理とする株式会社とは異なる仕組み。「労使」ではなく「協同」で働く三位一体の組織のカタチ。

この「労働者協同組合」が、労働者の自律性を取り戻し、持続的な経営を後押しする、新しい組織のカタチとなるのか。注目されています。

### 「労働者協同組合」って どんな組織？

労働者協同組合は1970年代、国の失業者対策事業にルーツがあります。その後、80年代の制度廃止に

伴って「自分たちの仕事を起こそう」と「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会」が結成されました。

以来法律制定の運動が続けられ、今回ようやく成立までこぎつけたことになりました。

この法の目的は第1条に次のように記されています。

「各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業の創造と地域社会の振興に資することを目的とする」

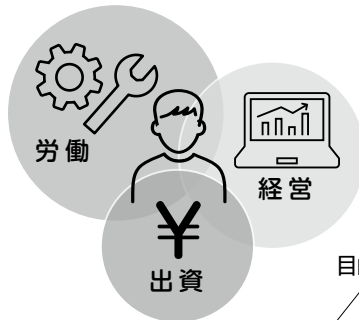
今回の執筆者  
おいた はつみ  
矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー/  
行政書士/  
903シティファーム  
推進協議会委員長



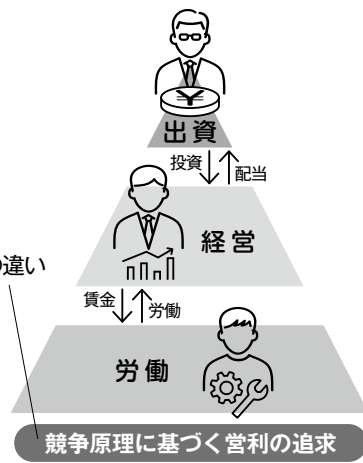
明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

■労働者協同組合の働き方



「協同」とは「力を合わせ、助け合い、支えあって共に働く」こと。協同労働の協同組合は「出資」「経営」「労働」を三位一体で組合員全員が担い合う。

■一般的な働き方



業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」

国が生きづらい働きづらい現状を認めている。そんな現状を打破する一手となることを期待してできた法人。それが労働者協同組合です。

労働者協同組合は「公助」を目的とし「非営利」法人と分類されます。非営利という点ではNPOと同じですが、「出資」ができるところは異なります。

## 基本原則にもとづく 三つのポイント

第3条には「組合の基本原則」が記されています。

### ① 出資

一人ひとりが主人公であり主体者であり、かつ出資額にかかわらず一人一票。

●元手となる資金（資本）を出し合

### ② 意見を反映

い、個人のお金をみんなのお金として扱う。

対話の重要性を示しています。一人ひとりの思いをどのように反映させるか、意見が対立したときにどう折り合うか、その実質が重要。この基本原則により多様な実践で工夫が生まれてくるとしています。

↓定款において「どのように意見反

映を行なうか」を明記する必要があります（第29条）。

↓総会において、理事は「どのように意見反映を行なったか」報告する義務を負う（第66条）。

### ③ 従事

単に仕事に就くだけではなく、どのように働くか。その前提条件として出資・意見反映がある。しかし「どこに向かって働くか」（願いや思い）を共有し共感しあう関係こそが重要だとしています。

## 農業分野における 協同労働の試み

「ふじみ野地域福祉事業所デイサービスそらまめ」（埼玉県ふじみ野市）では、介護保険事業における高齢者デイサービスで農と食を中心としたケアを実施しています。地域の農家の協力を得て、農作業を開始。利用者地域の人とともに土に触れ、作物を育て、収穫、料理して一緒に食事。地域とともに、農と食で新しい働くカタチを創出した事例です。

実は私もメンバーとなっているコミュニティカフェ「田心カフェ」（東京都台東区、20年9月オープン）も労働者協同組合的な組織。「農と食で循環型の働くカタチをデザインする！」を目的に掲げた903シティファーム推進協議会のコアメンバー



903シティファーム推進協議会  
<https://hatarakuba.com/903cityfarm/>

が立ち上げました。分配なども皆で決めながら事業を運営しています。現在は任意団体ですが、協同組合化も当然視野に入ってきました。

農と食を通じて地域とつながりを取り戻し、小さくても自分たちらしく働く場を創っていきましょう！ 各々が自ら出資し、自ら料理を作り提供する。ちなみに本連載の執筆者のひとりでもある瀬戸山さんは週1回ラープ（ラオス料理）のシェフを務めています。

.....

能力ある「個」が越境し創発を起こす。共感で個がつながり、個とコミュニティの成長が共存してこそ持続可能性。労働者協同組合の詳細はこれから！ 農業分野での活用も期待されています。その可能性を皆さんと一緒に考えていきましょう。

## 労働者協同組合を他の法人と比較すると

法人格	労働者協同組合	NPO 法人	一般社団法人	企業組合	株式会社
根拠法	労働者協同組合法	特定非営利活動促進法	一般社団法人に関する法律	中小企業等協同組合法	新会社法（2005年6月）
基本的な考え方	組合員が出資し、事業運営に組合員の意見が反映され、事業に従事することを基本原則とする。 非営利法人	市民参加に力点が置かれた法人。行政とは異なるパブリックの空間をつくる。 非営利法人	法人格の取得と税の優遇を受ける。税の優遇のない簡易な非営利法人制度も創設。 営利法人	個々の経験や技能を経営資源として事業と職場を同時に創り出す。営利追求ができる。 営利法人	営利追求ができる。 営利法人
出資	可能	不可	不可	可能	株式
事業内容	労働者派遣事業を除くあらゆる事業	20分野の特定非営利事業、その他の事業	公益事業 収益事業	商・工・鉱・運送・サービス業等の事業経営	あらゆる事業
設立時構成員	3人以上	10人以上	2人以上	4人以上	1人以上
労働者	組合員（組合と労働契約）	従業員（法人代表者に雇用される者）	従業員（法人代表者に雇用される者）	組合員（個人加入）	社員
構成員	組合員	正会員 賛助会員	社員（名称は自由）	組合員	
議決権	組合員1人につき1議決権	1会員 1議決権	原則として1会員1議決権	組合員1人につき1議決権	株式数に応じる
設立手続き	準則主義（設立登記のみ）	認証主義（所轄庁の認証が必要）	準則主義（設立登記のみ）	認可主義（設立登記）	準則主義（設立登記のみ）